

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	拡声機の使用等に対する停止命令等
概要	商業宣伝を目的とする拡声機の使用の制限に違反して拡声機が使用されていること又は音響機器を設置して営業を営む者が、午後十一時から翌日の午前六時までの間、音響機器を使用し又は、使用させることにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき、当該違反行為者に対して、警告を発し、又は違反行為の停止等を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第99条、第111条第4項第1号
処分基準	大阪府生活環境の保全等に関する条例第96条第1項及び第3項の規定に違反して拡声機が使用され、又は第97条の規定に違反して音響機器が使用されることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	